

教育・保育給付に係る支給認定基準（案） 及び保育利用調整基準（案）について

平成26年10月24日

保育必要量の認定基準（案）

※子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）による

保育必要量の認定区分	利用可能時間（保育必要量）
保育標準時間	1日につき最大11時間
保育短時間	1日につき最大8時間

（※）平成26年度第3回八戸市子ども・子育て会議で承認済

保育が必要な事由	保育必要量の認定区分		国が定める区分	当市が定める区分（案）
	月120時間以上	月64時間以上120時間未満		
就労	保育標準時間	保育標準時間	—	—
	保育短時間	保育短時間	市町村が下限時間を定める	現行と同じ下限時間（月64時間）とする。（※）
出産前後		保育標準時間	標準時間に統一	—
災害復旧		保育標準時間	標準時間に統一	—
虐待・DVのおそれがあること		保育標準時間	標準時間に統一	—
疾病・障がい		保育標準時間	区分を設けないことができる	保育が必要な状態は時間帯で変化するものではないと考えられることから、全て標準時間とする。
求職活動		保育短時間	区分を設けないことができる	活動時間の挙証書類の確認は困難であり、短時間の保育で活動は可能と考えられることから、全て短時間とする。
育児休業取得時の継続利用（兄弟）		保育短時間	区分を設けないことができる	育児休業そのものは保育が必要な事由ではなく、子どもの環境の変化に配慮した扱いであることから、全て短時間とする。
同居親族の介護・看護	月120時間以上	保育標準時間	区分を設ける	必要時間が個々の事情で異なると考えられることから、時間により区分を設ける。
	月64時間以上120時間未満	保育短時間		
別居親族の介護・看護	月120時間以上	保育標準時間	市町村が認める事由に該当すること（※）	必要時間が個々の事情で異なると考えられることから、時間により区分を設ける。
	月64時間以上120時間未満	保育短時間		
就学・職業訓練	月120時間以上	保育標準時間	区分を設ける	必要時間が個々の事情で異なると考えられることから、時間により区分を設ける。
	月64時間以上120時間未満	保育短時間		

支給認定の有効期間（案）

※子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）による

保育が必要な事由	国が定める期間		当市が定める期間（案）
	2号（3歳以上）	3号（3歳未満）	
就労	(A) 小学校就学前まで	(B) 満3歳に達する日の前日まで	—
出産前後	(A) と (C) の短い期間	(B) と (C) の短い期間	—
	(C) 出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで		
疾病・障がい	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	—
同居親族の介護・看護	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	—
災害復旧	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	—
求職活動	(A) と (D) の短い期間	(B) と (D) の短い期間	90日とする。ただし当該期間経過後も引き続き求職活動により保育が必要な状況にあると認められる場合には、60日が経過する日が属する月の末日まで有効期間を設けることができることとする。
	(D) 90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日まで		
就学・職業訓練	(A) と (E) の短い期間	(B) と (E) の短い期間	—
	(E) 保護者の卒業予定日又は修了日が属する月の末日まで		
虐待・DVのおそれがあること	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	—
育児休業取得時の継続利用（兄姉）	市町村が定める期間		現行どおりとする。 （現行） 育児休業対象児が1歳6か月に達する月の末日までとする。ただし当該年度の翌年度に就学を控えている場合は、小学校就学前までとする。
別居親族の介護・看護	市町村が定める期間		同居親族の介護・看護に準ずる。 2号：小学校就学前までとする。 3号：満3歳に達する日の前日までとする、

保育利用調整基準（案）

【概要】

- 市町村は、保育施設（保育所、認定子ども園又は家庭的保育事業等）の利用について調整を行うこととなっている。（児童福祉法第24条第3項）
- 利用定員を超える利用申込があった場合、利用調整基準の点数等に基づき、保育施設の利用について調整を行い、利用可能な保育施設のあっせんを行う。

【優先順位の設定】

- (1) **基準点数**・・・子ども・子育て支援法施行規則で規定する保育を必要とする事由にしたがい設定する。
 - ・ 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて基準点数を設定する。
 - ・ 父母それぞれの点数の合算を基準点数とする。
 - ・ 父母がいない場合には、その他の保護者（以下「養育者」という。）で基準点数を設定する。
- (2) **調整点数**・・・世帯の状況、児童・兄弟姉妹の状況、保育の代替手段に応じて加減点する。

【利用調整方法】

- 1 保育施設の利用を希望する児童が次のいずれかに該当し、福祉事務所長が必要と認めた場合、**優先利用**を可能とする。

現 行（八戸市保育所入所選考基準：優先順位の特例）		改 正 案
児童虐待の防止に関して、特別の支援を要する家庭		虐待やDVのおそれがあり、社会的養護が必要な場合
入所児童の 施設変更	転居	現行と同じ
	同一世帯の2人以上の児童が異なる保育所へ入所している場合	調整点数で加算対象の取り扱いとする
現在入所中の児童が近郊市町村へ転出し、引き続き入所中の保育所への委託申込があった場合で、保育の実施理由に変更がないとき		現在保育施設を利用している児童が他市町村へ転出し、引き続き同一施設の委託申込があった場合で、保育を必要とする事由に変更がないとき
保育所に入所している場合で、当該保育所の事由により継続して保育することができなくなったとき		利用している保育施設の事由により、継続して利用することができなくなった場合
その他上記に類するとき		現行と同じ

- 2 上記1に該当しない場合、次の方法により**利用調整**を行うこととする。

- ① 世帯の状況により、「基準点数」と「調整点数」の合計点数が高い児童から利用調整を行う。
この場合、児童ごとに第一希望から第三希望までの施設の順に利用可能な施設の判定を行う。
- ② 「基準点数」と「調整点数」の合計点数が同点の場合、「基準点数」の高い児童から利用調整を行う。
- ③ 「基準点数」及び「調整点数」がいずれも同点の場合、市民税課税額（利用者負担額算定の基礎となる市民税課税額をいう。以下同じ。）の低い児童から利用調整を行う。
- ④ 「基準点数」及び「調整点数」がいずれも同点で、かつ市民税課税額が同額の場合、合計所得金額（③における市民税課税額算定の基礎となる合計所得金額をいう。）の低い児童から利用調整を行う。

保育利用調整基準（案）

（1）基準点数（1/2）

保育が必要な事由	現 行（八戸市保育所入所選考基準）				改 正 案				
	父母の状況（同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合）			点数	父母（又は養育者）の状況		点数		
① 就労	家庭外 労働	労働者	実働7時間以上の就労		8	居宅外労働	実働月140時間以上	8	
			実働6時間以上7時間未満の就労		6				
			実働4時間以上6時間未満の就労		5				
		自営業	本人	実働6時間以上の就労			7	実働月120時間以上140時間未満	7
			家族	父及び祖父等の主たる従事者に協力して実働6時間以上の就労			6		
		上記で4時間以上6時間未満の就労		5	実働月100時間以上120時間未満		6		
		農業	農業中心者					7	実働月64時間以上100時間未満
			農業協力者		5				
	家庭内 労働	労働者	正式に採用されているが自宅で仕事をしている		6	居宅内労働 ※雇用主が親族である場合を除く	実働月120時間以上	7	
			本人	実働6時間以上の就労					7
		自営業		家族	父及び祖父等の主たる従事者に協力して実働6時間以上の就労		6	居宅内労働 ※雇用主が親族である場合	実働月120時間以上
			上記で4時間以上6時間未満の就労		4	実働月64時間以上120時間未満	4		
		② 出産	出産の前後である					8	現行と同じ
		③ 疾病・障がい	病気 負傷	入院	概ね1月以上を要する		10	疾病等	1月以上の入院
1月以上の常時病臥					9	1月以上の常時臥床・安静を要すると医師が診断した場合	9		
居宅内	精神性、感染性等で医師から長期安静を要する診断を受けている			9	上記以外で疾病等により保育が困難と医師が診断した場合				8
	定期的に通院加療必要（週に4日以上）			8					

保育利用調整基準（案）

（1）基準点数（2/2）

保育が必要な事由	現 行（八戸市保育所入所選考基準）			改 正 案		
	父母の状況 （同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合）		点数	父母（又は養育者）の状況		点数
③ 疾病・障がい	心身障がい等	身障手帳1・2級、愛護手帳A	7	障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、愛護手帳又は療育手帳A	7
		身障手帳3級、愛護手帳B	5		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、愛護手帳又は療育手帳B	5
		身障手帳4級以下	4		身体障害者手帳4級以下	4
④ 介護・看護	入院付添	概ね1月以上、親族を毎日付添に当たる	9	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が必要な場合	月140時間以上	8
		概ね1月以上、親族を、週3日以上付添に当たる	7		月120時間以上140時間未満	7
	居宅内介護	親族の長期居宅療養等で常時介護に当たる	7		月100時間以上120時間未満	6
		親族の長期居宅療養等で月20日以上	6		月64時間以上100時間未満	5
その他の介護		4				
⑤ 災害復旧	家族の災害復旧に当たる		10	自宅や近隣の災害の復旧に当たっている場合		10
⑥ 求職活動	求職活動		2	求職活動・起業準備等	主として生計を維持する者が失業し、求職活動中である場合（申込時点から過去3か月以内）	5
					上記以外	2
⑦ 就学・職業訓練	就学（職業訓練を含む。自動車学校については1か月のみ）		5	就学・職業訓練（自動車学校については1か月のみ）		5
⑧ その他	不存在	死亡、離婚、未婚、行方不明（捜索中）、拘禁中、遺棄、調停中（離婚前提）、単身赴任、別居（住所別）	8	現行と同じ		8
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 父母（又は養育者）が複数の事由に該当する場合は、各々について点数の高い事由を採用する。 ○ 同時申込の兄弟姉妹で、点数が異なる場合は、高得点児童の点数を兄弟姉妹全員に採用する。 ○ 養育者の場合、10点を加算する。 			現行と同じ		

保育利用調整基準（案）

（２）調整点数

	現 行（八戸市保育所入所選考基準）		改 正 案			
	家庭等の状況	点数	項 目		点数	
世帯の 状況	ひとり親（祖父母等が養育している）世帯である	+5	① ひとり親世帯		+5	
	産休・育休明けの復職である	+3	② 産前産後休暇又は育児休業終了後の復職		+3	
	多子家庭（未就学児童3名以上）	+2	③ 多子世帯	利用日時点で未就学児3名以上の場合		+2
				上記で4名以上の場合、1名増えるごとに加算		+1
	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯である	+1	④ 現行と同じ	いずれか 加点	+1	
	所得税・市民税非課税世帯である	+1	⑤ 市民税非課税世帯		+1	
	当該児童以外に要介護者や障がい者と同居している	+1	⑥ 現行と同じ		+1	
核家族で暮らしている（世帯分離の場合は同居とする）	+1	⑦ 核家族世帯（祖父母等と世帯分離し同居している場合を除く）		+1		
児童・ 兄弟姉妹 の状況	（優先順位の特例）		⑧ 兄弟姉妹が異なる保育施設を利用しており、同一施設への変更を希望する場合（転園の場合。⑨～⑫と重複加点しない。）		+5	
			⑨ 兄弟姉妹が同時に申込をする場合		+5	
	兄弟が保育所入所中である	+5	⑩ 兄弟が保育施設を利用している	いずれか 加点	+5	
	兄弟が保育所入所中であるが求職中	+3	⑪ 兄弟が保育施設を利用しているが、当該児童の利用日時点で父又は母が求職活動中		+3	
			⑫ 兄弟が保育施設を利用しており、同一施設の利用を希望する場合		+1	
当該児童が障がい児で障がい児保育を希望	+1	⑬ 当該児童が障がい児		+1		
保育の 代替手段			⑭ 地域型保育事業の卒園児童		+8	
			⑮ 同居の祖父母（60歳未満）に預けることが可能（当該祖父母が求職中である場合を含む）		△2	
その他	他市町村からの委託申込児童である	△3	⑯ 現行と同じ		△3	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 該当項目を全て加減算する。 ○ 同時申込の兄弟姉妹で、点数が異なる場合は、高得点児童の点数を兄弟姉妹全員に採用する。 ○ 養育者の場合、10点を加算する。 		現行と同じ			